

紀美野町第2回定例会会議録

平成22年6月18日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成22年6月18日（金）午前9時00分開議

- 第1 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 第2 議案第52号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の制定について
- 第3 議案第53号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第54号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第55号 辺地総合整備計画の変更について
- 第6 議案第56号 紀美野町道路線の認定について
- 第7 議案第58号 平成22年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第8 議案第59号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第60号 平成22年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第61号 平成22年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第62号 平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第63号 平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第64号 平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第65号 平成22年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について

- 第 1 5 議案第 5 7 号 副町長の選任の同意について
第 1 6 陳情第 1 号 山畑地区集会所建てかえについて (委員長報告)
第 1 7 議員派遣の件について
第 1 8 閉会中の継続調査の申し出について (総務文教常任委員会)
第 1 9 閉会中の継続調査の申し出について (産業建設常任委員会)
第 2 0 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員会)
第 2 1 閉会中の継続審査の申し出について (総務文教常任委員会)
第 2 2 閉会中の継続審査の申し出について (産業建設常任委員会)
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 2 まで

○議員定数 1 6 名

○出席議員

| 議席番号 | 氏 名 |
|-------|-----------|
| 1 番 | 田 代 哲 郎 君 |
| 2 番 | 小 椋 孝 一 君 |
| 3 番 | 北 道 勝 彦 君 |
| 4 番 | 新 谷 榮 治 君 |
| 5 番 | 向井中 洋 二 君 |
| 6 番 | 上 北 よしえ 君 |
| 7 番 | 西 口 優 君 |
| 8 番 | 伊 都 堅 仁 君 |
| 9 番 | 仲 尾 元 雄 君 |
| 1 0 番 | 前 村 勲 君 |
| 1 1 番 | 加 納 国 孝 君 |
| 1 2 番 | 松 尾 紘 紀 君 |
| 1 3 番 | 杉 野 米 三 君 |
| 1 4 番 | 鷲 谷 禎 三 君 |
| 1 5 番 | 美 濃 良 和 君 |

16番 美野勝男君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

| 職名 | 氏名 |
|-----------------|-------|
| 町長 | 寺本光嘉君 |
| 副町長 | 小川裕康君 |
| 教育長 | 橋戸常年君 |
| 消防長 | 家本宏君 |
| 総務課長 | 井上章君 |
| 企画管財課長 | 増谷守哉君 |
| 住民課長 | 牛居秀行君 |
| 税務課長 | 温井勝君 |
| 産業課長 | 中尾隆司君 |
| 建設課長 | 山本広幸君 |
| 会計管理者 | 岡本卓也君 |
| 総務学事課長兼 教育次長 | 溝上孝和君 |
| 生涯学習課長 | 新田千世君 |
| 保健福祉課長 | 山本倉造君 |
| 水道課長 | 岩本介伸君 |
| 地籍調査課長 | 温井秀行君 |
| 美里支所長 | 尾花延弥君 |
| 代表監査委員 | 向江信夫君 |

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（美野勝男君） それでは規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第51号、平成22年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。
これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。
これから議案第51号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。
これから議案第51号、専決処分につき承認を求める件を採決します。
本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。
したがって議案第51号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第52号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の制定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第52号、紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の制定について、議題とします。
これから質疑を行います。

7番、西口優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) まずこの鉄塔ができる時の経緯をお教えてください。

例えば陳情とか請願とかという形で、もともと起こったものなのかな。余り議会でそういう話はしてなかったんで、僕がたまたま気がついてないだけかもわからんけど。

鉄塔は確かにいいことやと思っているわけです。だけど、どういう形でこんなふうになってきたのかなという部分と、多分ドコモを対象にしているのかなと、こういうふうにするんですけども、複数の業者が利用できるようにならんのかなと。いつでも日本じゅうに鉄柱がたくさん立っている。だけど、もし1つの鉄柱を複数の業者が利用できたら、日本じゅうもっと便利になるのかなと、絶えずそういうふうになっているわけですよ。これが1つの業者ということ仮定しているわけではなくて、いろんな携帯の業者が全部利用できたらもっといいのになと、こういうふうにするわけですよ。1つの鉄柱に対して。その辺の認識ですね、それが何とかならんのかなと、こういうふうに思います。

次のページ、6条、7条、8条、12条の3、一括して徴収するというふうに書かれているんですけども、金額的なことが何ともわからんので、どれぐらいのものを想定しているのかなと、こういうふうにするので、その点について質疑します。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 西口議員の質疑にお答えいたします。

1点目の、できる経過でございます。詳しい経過というんですか、それは私もわからないんですが、地元から強い要望があったと、こういうことをお聞きしておるところでございます。

2点目の、ドコモだけしかできないかということでございますけれども、どうも電波の専門的なところによりまして、どうしても共有というのができないと、こういうことでございます。

3点目の、一括徴収する金額が書かれていないということでございます。金額につきましては、国、あるいは県で補助金をいただくところでございます、金額について、

国のほうで決定されるような形となってございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口優君。

○7番 (西口 優君) 私、本当にこれは必要やと、こういうふうを考えている中で当初のスタート、どこからどんな意見があるのか。確かにみんなから携帯の電波が飛んだらいいのになというふうな部分が、もちろん私も利用している中で理解できるんですけども、最初のスタートが、もっと漠然としたものであったのかなと。みんなが必要というのはわかっているし、そういうふうな中で必要やろうなと思って、前もってこっちが用意したものか、それとも住民からの声が、どこの何々さん、どういう団体から上がってきたものやと、その辺。確かに前向きで、もちろん必要やと十分理解している中で、行政の進め方としてちょっとわかりにくいという感じを受けたので、それだけ尋ねたい。

それと今は確かにドコモという一つの業者、だけど将来的に、他の業者がここへ一緒に中継局みたいな形のものをつくることは可能なのですか。今現状では確かに1社という形にしかなくてないけども、将来的にはそういうふうなこと、1つの鉄柱を複数の業者が利用することは可能か不可能かという部分を尋ねておきたいと思います。あくまでも将来的な話なんですけどね。

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

これはもうかねてから谷地区、滝ノ川地区、毛原上、菅沢、ここについては携帯電話が不通話やということで、ミニ集会、また町政報告会等で強く要望されておりました。しかしながらドコモ、NTTのほうに要望してたのですが、ドコモのほうも採算性を言われまして土俵へ上がれないという中で、致し方なく補助金を使って、以前の1棟、そして今回の3棟で4棟を建てたと、こういう経過がございます。紀美野町、広い区間でございますが、この4地区だけが入らなかった。その対応を町がやったと、こういったことをご理解を賜りたいと思います。

それと、1つの塔でa uやら何やらみんなできないのかということなんですけど、a uはa uの鉄柱は全部配置してます。したがって今このこの件につきましては、ドコモを対象にして立てるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 今、西口議員から金額等について出てましたが、国のほうからはいつごろ分担金についての決定が出てくるのか、お聞きしておきたいと思えます。

それから供用開始がいつになるのか。

それから、こんなことは町のほうではわかりにくいかわかりませんが、以前からよく老人対策で、いなくなったとか、そういうふうな問題があったりして、徘徊とか、いろいろありますね。その対策等に利用できるような話し合いはドコモとできないのか。特に山の中で消えられると、消防団等も出て探すんですけども、なかなかうまくいかないと。その辺のところの通信を利用した、そういう面の活用についてはどうであるのか、お伺いしておきたいと思えます。

以上お伺いします。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の1点目の質疑の、国で分担金がいづれ決定されるのかということでございます。分担金につきましては、NTTの分担金ということでございます。現在負担金が決定しておりまして、7万6,909円という額を聞いておるところでございます。

携帯電話を使った徘徊対策ということで、ドコモの携帯サービスの中には、今どこというようなサービスで、携帯電話で衛星を使って位置を探索するという機能があると聞いておりますので、そういうところの利用は可能であると考えておるところでございます。

鉄塔の供用開始につきましては、現在鉄塔は完成しておりまして、工事のほうで最終段階でございます。できるだけ早い時期に供用開始ということで、7月15日ぐらいをめどにということはお考えしておりますが、工事でございますので、きちっとした期日はご容赦願いたいと思えます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (美野勝男君) 日程第3、議案第53号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番 (田代哲郎君) この条例の改正というのは、昨年の通常国会で成立した改正育児介護休業法により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたので、条例の改正が必要になったものだという事なんですが、その時の柱の一つが、男性の育児休業の応援だとか言われています。具体的に休暇等に関する条例の一部を改正することによって、短時間の勤務制度とか残業免除など、具体的にどうなるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 田代議員質疑の、具体的にどういう改正であるかというところでございますが、議案第53号の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、3歳に満たない子のある職員が請求をした場合には、時間外勤務をさせないこととするという規定でございます。当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難な場合を除きますけれども、時間外の勤務をさせないことができるという規定が新しくできたというところでございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番 (田代哲郎君) 長時間勤務、いわゆる残業免除ということだと思っておりますが、あるかどうかわかりませんが、長時間労働が常態化しているような職場では、なかなか希望しにくいということも起こり得ると思います。取りやすい環境づくりへの配慮というものが大事だと思うんですが、その辺の考えはどうか、お伺いします。

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 議員の再質疑にお答えをいたしますが、こうした条例で決まっている限り、それに配慮するのが当然であろうというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

15 番、美濃良和君。

(15 番 美濃良和君 登壇)

○15 番 (美濃良和君) 少子化対策ということもあって、こういうふうに法律改正もされてきていると思うんですけども、極端な話、例えば子どもができて3歳になるまで、共稼ぎの職員で2人とも休むことができると、こういうふうなことにもなってくると思うんですけども、国というのは非常に無責任と言えば無責任な点もあって、こういうふうに法律改正をしたりしてやっている。それではそれに対して財政的な支援というとおかしいですけども、財政的などころはどうであるのか。まちとして、国がや

らなければ最後には町が頑張らないと仕方がないんですけども、その辺のところはどうであるのか、お伺いしておきたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 美濃議員の質疑、財政的な支援はどうかということでございますけれども、具体的にこの法律改正によって、市町村にこういう財源が下りてくるとことは聞いておらないところでございます。交付税によって人件費等が手当をされておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) 1点だけ確認しておきます。

実際のところ、公務員が先陣を切っていく中で民間の労働条件も変わっていくと、こういうことで突破口になるのではないかというふうに思うんですけども、今の課長の答弁で、交付税の算定が、要するに休業中であってもあると。そういうことで理解してもいいのですね。休業中だからということで、減額とか、計算のときにどうなるのか。その辺をもう一度確認しておきたいと思います。

○議長 (美野勝男君) 総務課長、井上君。

○総務課長 (井上 章君) 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

交付税の算入につきましては、トータル的な計算となりますので、減額というのですか、そういうことは当然あり得ないと考えているところでございます。

以上です。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これでは討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号 紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第4、議案第54号、紀美野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) また同じような質疑になります。昨年の国会で成立した改正育児介護休業法というのは、今回の改正は、男性の育児休業が取りやすくなるようにということで改正されたのも、柱の一つだというふうには聞き及んでます。例えば奥さんが働いているかどうかにかかわらず、夫も希望すれば、必要に応じた育児休暇を取ることができるというような部分はよく知られているんですが、この条例の改正で職員の育児休業が具体的にどうなるのか、その辺のことをお伺いいたします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 田代議員の具体的な改正ということの内容ということでございます。条文自体が正確なことではございますが、具体的に申し上げますと、多少条文との違いも出てこようかとは思いますが、具体的に少し申し上げたいと思います。

1つは、従来は職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況により、育児休業、それから短時間勤務、部分休業ができなかったのをできるように改正したというのが1点でございます。

もう1つ、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、計画書を提出した

後、3カ月以上経過した場合に再度の育児休業・育児短時間勤務をすることができるという改正でございます。

さらにもう1つ、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業・育児短時間勤務の取り消し事由とはならないとする改正でございます。

もう1点、職員の子の出生から起算して57日以内に育児休業した場合、条例に定めがなくても再度の育児休業をすることができる、こういう4点の改正と存じております。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番(田代哲郎君) 奥さんが働いているいないにかかわらず1つは取れると。それから前に育児休業を取っていても、また取ることができるし、両親の親が孫に当たる子を見ることができても育児休暇は取れますよと、非常に1つずつの条文を見ると、配布された内容でも、取りやすくなるようにという配慮がされていると思います。全国的に男性の取得率は1.2～1.3%で100人に1人ぐらいしか取れてないんですけど、このまちの男性職員で育児休業を取ったというケースは今までにあるのかどうか、その辺のことをお伺いします。

○議長(美野勝男君) 総務課長、井上君。

○総務課長(井上 章君) 田代議員の再質疑にお答えをいたします。

男性の育児休業を過去に取ったことがあるかということでございますが、現在知り得る限りでは長期というのはございません。短期で少しあったと、こういうふうなことを聞いておるところでございます。

以上です。

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番(田代哲郎君) また当然のことですと言われるかもしれませんが、1つは、取りやすくなったという内容を全職員に周知徹底というのを、力を入れてやる必要があるのではないかと思います。また、取りやすい環境への配慮というのが大切だと思います。

以上の点について、どう考えられるかをお伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 田代議員の再々質疑にお答えいたします。

条例で規定しておりまして、それについて職員に周知をすると、当然そういうこととともに環境整備にも努力をしたいと、かように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第5、議案第55号、辺地総合整備計画の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6　議案第56号　紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男君）　　日程第6、議案第56号、紀美野町道路線の認定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7　議案第58号　平成22年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君）　　日程第7、議案第58号、平成22年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口優君。

（7番　西口　優君　登壇）

○7番（西口　優君）　　34ページの民生費県委託金の中の認知症地域支援体制構

築モデル事業委託金、164万8,000円というのはどういうふうな形のものなのか、伺いたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 西口議員の質疑にお答えします。

認知症地域支援体制構築モデル事業と申しますのは、県がモデル地区を定めてする事業で、その委託を受けるものです。事業概要として、県が示しているのは、さまざまな地域資源が連携した認知症支援体制の構築を目的にモデル地域を指定していくものであり、県がその取り組みを支援することにより、先駆的なモデルを構築し、県内への普及を図るということを目的にして、モデル地域を定めるものです。それに、うちが応じて受けて行なうというものでございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口優君。

○7番 (西口 優君) 県が主体でやると。そこまではわかったけど、だからどういうことをという部分が非常にわかりにくい。だからどんなふうに変わっていくのか、そういう部分。例えば県が金を出してやってくれるのは、それはいいことやと思うんですけど、紀美野町としては、これを受けて、どういうことをしなければいけないという部分がないのですか。

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長 (山本倉造君) 具体的に今考えてございますのは、コーディネーターと申しますか、精通者を各施設などから来ていただいて、地域に根づいた形でコーディネーターを養成し、全体のことを考えていただくということと、認知症について、町内でどこに、どういうことをできるものがあるのかというのを、資源マップという形でつくり上げるということ。そして傾聴ボランティアと申しまして、話し相手のボランティアをもう一度再構築する、講演会等によりボランティアを養成して、より広く町内で傾聴ボランティアをしていただく。もう1つは介護者の支援をしていくということを今のところ考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） これだけの予算では何ということとはできないやろうと、こういうふうには思っているんですけど、実際には要は啓発活動を含んだような形のものをするのかな。具体的に実際に認知症の方が家族にいてたら、どういうことをしてくれるのかなという部分が余りにもわけがわからない。私の理解度が悪いのかもわからないよ。だけど、どんなふうになるのかという部分が、いっことも変わってないのかなと。今でもある程度のごことは福祉課としてやってくれている。だからどんなふうになるのかという部分が非常にわかりにくい。

確かに本当にこの程度の金額でどうこう変わるというのは、そら難しいとは思いますが、ですけど、だけど何がどう変わるのかという部分が、164万8,000円という、このぐらいの金額だから、実際には地元でどれだけの部分があるというものでもないとは思いますが、だからどうなるという部分がちょっとわかりにくかったので、再度の答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 今ある事業に追加して何かを直接的にするということではなくて、今現にできることをまとめて、ここにいたら具体的にこういう手助けを受けることができるということを一様に周知するということが主目的で、資源マップという形で示すということです。具体的にするということになりますと、先ほど言いました傾聴ボランティアで、話し相手の人を養成して、地域に入ってもらえる人をなるべく増やしていきたいということです。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） 私も民生費の中で38ページ、社会福祉費、老人福祉費の報償費、99万8,000円と講師等謝礼が87万8,000円、謝礼等が12万円、認知症地域支援体制モデル地域合同セミナー参加負担金、7万8,000円ということで計上されてます。

今、西口議員からいろいろ質疑がありまして、いわゆる事業の大まかな内容というのはわかりましたが、例えば答弁の中に傾聴ボランティアの問題が一つは出てきまして、

今活動している傾聴ボランティア、さわやかをもっと大きくするとか、再構築していくということなのか。それから社協が取り組んでいる介護者の集いというのがあるわけですが、それなりに一生懸命やってもらっていると思うんですが、それらをまたいろいろ強化していくということ、そういう形で理解しておいていいのかどうか、その辺だけ。

地域でのセミナーというんですか、地域の町民の皆さんを対象にした一般的な認知症に対する講演会というか、認知症の知識を持ってもらって、どういう手助けをしていたらいいかという、いわゆる認知症の場合に一番問題になってくるのは、地域での見守りというのをどうするかということで、この間から地域ふれあいサロンも、その事業の一つとして位置づけられますし、傾聴ボランティアもそうだし、介護者の集いもそうだと思うんですけど、ほかにもいろんなネットワークの中での事業を強化していくということであろうと思いますけども、その辺のことを答弁願えたらと思います。

40ページですけども、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、予防費、8節、報償費で医師等報償費、17万4,000円、11節、需用費で医薬材料費、28万9,000円が計上されています。説明では日本脳炎の予防接種事業費ということですが、日本脳炎の予防接種というのは、私らも何回も受けたんですけど、余りいいイメージは持っていない。副作用があるとか、痛いとか。その辺の安全性等について、安全性が確立されたのでこういうことをやるんだと理解しているのですが、その辺のことについて、一般的にわかるような答弁をしていただければと思います。

41ページ、5款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費で、いわゆるJAへ委託している農産物出荷サポート事業委託料というのが40万8,000円追加補正されているんですけど、この事業の現在の状況というのを把握しておられたら。委託事業で農協がやっていることなので、わかりにくいと思いますけども、どういう状況でどんな利用があるのかということ等について、把握しておられる範囲内で答えてもらいたいと思います。

44ページですけども、7款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路橋梁新設改良費、委託料で1,464万9,000円、町道福田松瀬線埋蔵文化財調査委託料、1,224万9,000円、これは町道福田松瀬線道路改良工事をそのまま減額して同じ金額が計上されているんですが、具体的にどんな文化財が埋蔵されているのか。そのあたりのことについて、答弁をいただければと思います。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 田代議員の質疑の2点につきまして、お答えしたいと思います。

認知症のモデル事業につきまして、一般啓発はするのかどうかということなのですが、傾聴ボランティアに関しまして、一般の住民の方を対象とした講演会を予定しています。その中で一般的な認知症についての理解も含まれるものだと考えています。

もう1つ、社協がやってます介護者への支援につきましては、社協のほうからもコーディネーターに参加していただきまして、その方をまじえながら、今ある介護者への支援についても取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、日本脳炎の予防接種の件でございます。日本脳炎の予防接種は平成17年5月に定期予防接種の積極的な勧奨を差し控えるように市町村へ勧告がありまして、平成17年度から集団接種という形では行っていません。任意では個人でしている方もいてると思います。

その理由といたしますと、従来のマウス脳由来の日本脳炎ワクチンは、接種後に重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を発生した事例があったということで、積極的な勧奨をやめたということがあります。それが昨年2月に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンというのが薬事法上の承認を受けまして、それは従来のものに比べては危険性が低いというふうにされています。

第1期の予防接種のみ、今のところ承認を受けていますので、第1期の3～4歳前後の方を対象に、今年から実施をしていくものでございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、中尾君。

(産業課長 中尾隆司君 登壇)

○産業課長 (中尾隆司君) 私のほうからは農産物の出荷サポート事業関係について、答弁させていただきます。

農産物出荷サポート事業につきましては、集落の過疎、また高齢化が進行する中で、

小規模高齢者農家、産直施設まで運ぶのが遠いとか、数量がそろわないとか、自動車の運転が危ない等々の理由で農産物の出荷が難しい状況にあると。そういうふうな中で農家の農産物を巡回して出荷するような新たな出荷システムをつくるということで、小規模高齢者農家に新しい所得機会を提供するとともに、集荷場所を情報交換を行う地域コミュニティ形成の場として位置づけ、地域の活性化を図るという目的で当初予算を置かせてもらっております。

今回補正ということで、当初予定していた車のリース代、これにつきまして、集めるのにトラックでいいのと違うかということであったんですけども、やはり新鮮な野菜等を運ぶということで温度管理等が必要だということで、保冷車的な車にするほうがいいのと違うかということで、リースは同じなんですけども、車両価格が上がるということで、今回車両価格が上がることに伴って補正をお願いし、また人件費等の多少の見込みアップも含めてお願いしたわけでございます。

以上でございます。

(産業課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 田代議員の町道福田松瀬線の埋蔵文化財のことでお答えします。

町道福田松瀬線の開設区間は、埋蔵文化財の保護包蔵地として福田下遺跡として和歌山県の指定をされていた場所でありました。それで平成21年度で、この付近の埋蔵文化財の試掘調査を、和歌山県の教育委員会の職員、また町の教育委員会の職員立ち会いのもと、15カ所で行いました。

その結果ですが、中世段階の土器を主体に一部弥生土器ないし土師器、須恵器、瓦土器等が出土したことから、中世を下限とし、一部弥生時代に帰属の遺構を含む可能性があるとの調査結果をいただきました。このことにより、平成21年度の工事区間ですが、その区間については本格的な発掘調査をなささいという文化財保護法第94条の規定に基づくものであるということで、今回1,224万9,000円を上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） この予算書で、人件費に関するところの異動があるわけですね。それと臨時雇用というのが37ページの支所出張諸費で99万円、税務総務費で134万7,000円、もう1点、36ページの会計管理費で99万円と、こういうふうになっていると思うんです。また、職員採用のための負担金も盛り込まれております。合併ということで、職員を減らしていくという計画になっているわけですね。実際のところ、そういう計画というのが正しいというんですか、そういうことで突き進んでいっていいのか。その辺のところ、やや心配するところであるんですけども。合併自体が私は大きな問題があるということで、美里町時代から申し上げてきたんですけども、そこが実際のところで崩れてきているのではないかと、そういうふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

もう1点、41ページ、4目、環境衛生費のところ、美里簡易水道事業特別会計繰出金として1,674万1,000円と、こういうふうになっているんですけども、水道会計というのは、見た感じ、水道の事業をやっているところが1カ所であって、特別会計は幾つかあるんですけども、それからして、水道の事務所でやっているの、特別会計にこの職員はこうとか、そういうふうに明確に割っているのかどうか。その辺がちょっとこれを見まして気になったんですけども、答弁いただきたいと思います。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の1点目の職員体制のあり方というんですか、人数の状況ということで、合併当時に定員の適正化計画というのを作成しております。そういう中で、年度によりまして毎年職員が退職しておる自然減というところと採用ということの中で、職員数の予測をしておるところでございます。こういう計画の根本は、合併によりまして職員数が多くなっております。しかしながらサービスを落とさずに適正な職員数という計画を立てておるところでございます。本年見直しの年にもなっております。理念といたしましては、町民へのサービスの低下を招かない形で適正な職員数のあり方というのを、再度また検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解

いただきたいと思います。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、岩本君。

(水道課長 岩本介伸君 登壇)

○水道課長 (岩本介伸君) 美濃議員の質疑ですけど、繰出金の1,674万1,000円に対しましては、永谷の配水池のフェンス工事を含めているんですけど、ほとんどが人件費でございます。人件費4名を美簡のほうで見てるんですけど、当初2名の方しか見ていなかったのですが、今回6月補正で2名の追加ということでございます。

以上です。

(水道課長 岩本介伸君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) 職員の問題で、サービスを落とさずに適正な職員の規模ということで進めているんだということなんですけれども、そのところが結局臨時雇用にかわってきていると、こういうふうになっているんじゃないかに見えるわけなんです。

実際のところ、私どもが合併前に心配したのは、職員の数を減らすということは、それだけ田舎の地域で雇用の場がないと。言ってみたら、100人規模の工場であったのを50人規模の工場に縮小すると。これでは地域にとって、雇用という点では大きなマイナスではないかと、こういうことを私は何度も申し上げたんですけども、こういうふうなところになってきているんじゃないか。その矛盾が一般職から臨時雇用にかわってきているというふうに映るんですけども、その辺のところ、もう一度答弁いただきたいと思います。

今度新しい採用の計画があるみたいなんですけども、何人の採用をされるのか、答弁いただきたいと思います。

そして今、水道課のほうで人件費であると、特別会計を見たらわかるんですけども、1,674万1,000円は人件費が主だったと。先ほど質問したのは、水道の事務所というのは数人で仕事をしているんですね。それが美里簡易水道、あるいは野上簡易水道、あるいは上水道と、こういうふうに職員を分けてやっているのかどうか。そのところがこれで見ましたら、美里簡易水道事業の特別会計に繰出しをして、それが職員4名

ということで使われていくと、こういうふうになるのかどうか。明確にあなたは美里ですよ、あなたは野上ですよ、あなたは上水道ですよと、こういうふうに分けているのかどうか、伺いたかったのですが、もう一度答弁を願います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目の、正職員を減らして臨時雇用がふえてきているという件でございます。当然合併をいたしまして、職員の数が大きくなっておりまして、類似団体、同じような規模の団体から比べますと、やはり超過しておるとというのが現状でございます。類似団体と同じような職員数に合わせるということではございませんけれども、適正な職員の人数というのを考えていかなければならないというのが基本的な考え方でございます。

臨時雇用の中には、国の補助によりまして、交付金によりまして雇う臨時の者もございます。そういうことで、できるだけ雇用の場をなくさないような形は当然でございますけれども、また適正な職員数というのも考えていかなければならないというのが現状でございます。

本年採用を予定しているのですが、現在何人という人数はまだ確定をしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 水道課長、岩本君。

○水道課長（岩本介伸君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

今現在、水道課には10名の方が配属されています。特別会計を含めて、野上簡水と美里簡水があるんですけど、野上簡水については横山主査、美里簡水については私と木下係長と別院主査と名倉主事、上水については仲岡主幹と中村補佐と中補佐と長生係長と中居補佐の10名でございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 美里簡易水道のみで2名の追加をします。そういうふうなことになってきているわけですか。2名の方の退職か何かがあったということですか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、岩本君。

○水道課長（岩本介伸君） 美濃議員の再々質疑にお答えします。

美濃議員もご存じだと思うんですけど、早期退職2名の方がおりまして、当初では2

名の人件費しか積算していなかったのが、今回6月補正で2名の追加ということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

4番、新谷榮治君。

（4番 新谷榮治君 登壇）

○4番（新谷榮治君） 43ページ、3目、林道整備事業費、委託料で林道毛原下滝ノ川線測量設計委託料、その下に同じく林道毛原下滝ノ川線開設工事となっております。これどのような工事であるのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

（4番 新谷榮治君 降壇）

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 新谷議員の林道毛原下滝ノ川線の測量委託設計と、その下にある開設工事についてお答えします。

今回上げさせていただいている測量設計ですが、去年度、林道開設をしていたが、その中で中間付近で約50メートル、高さにして60メートルぐらいの山が崩壊しました。そのことについて今回、再度測量して補修するための委託料をお願いしております。15万1,000円については、開設工事費で予算を置いていた分から委託料と振りかえをさせていただいたということです。

以上でございます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時07分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

◎日程第8 議案第59号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(美野勝男君) 日程第8、議案第59号、平成22年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) 57ページ、国民健康保険事業特別会計、歳出、1款、総
務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、13節、委託料です。電算システム改修
委託料、189万円が計上されてます。これは財政調整基金を取り崩したお金を財源と
して行われる改修ですが、改修の内容について、具体的に答弁をお願いします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の質疑にお答えをいたします。

一般管理費、委託料、189万円、電算システム改修委託料の内訳でございますけれども、2つございまして、1つは非自発的失業者の国民健康保険税軽減措置に伴うシステム改修費でございます。もう1つは資格証明世帯の高校生世代への短期被保険者証の

交付に伴うシステム改修費用でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第60号 平成22年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算(第1号)について

○議長 (美野勝男君) 日程第9、議案第60号、平成22年度紀美野町国民健康
保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番 (田代哲郎君) 一般会計補正予算の中で美濃議員から臨時雇用の問題につ
いて質疑が出てましたので、こちらのほうもちょっと気になったので質疑します。

65ページ、歳出、1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費で給与、職
員手当等、共済費合わせて1,031万5,000円の減額です。臨時雇用賃金として9
8万5,000円が計上されています。人事異動でこうなったという説明でしたが、ど
んな職種が異動して、どんな職種を臨時雇用したのか、その点について答弁をお願いい

たします。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 田代議員の質疑にお答えをいたします。

まず、どういう職員が異動したのかという職種のお尋ねであったかと思えます。まず 1 名は看護師でございます。もう 1 名につきましては事務職員でございます。人事異動によりまして本庁に 1 名、支所に 1 名の異動がございました。それを補うために、7 月から臨時職員を採用するべくお願いをしておるものでございます。

以上、答弁といたします。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番 (田代哲郎君) 臨時職員としては専門職、例えば看護師であるとか準看護師であるとかの採用を考えておられるということなんではないでしょうか。それとも一般事務ということでしょうか。

○議長 (美野勝男君) 住民課長、牛居君。

○住民課長 (牛居秀行君) 再質疑にお答えを申し上げます。

この臨時雇用の職員につきましては、一般事務を考えてございます。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 60 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第61号 平成22年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第10、議案第61号、平成22年度紀美野町後期高
齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第62号 平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第11、議案第62号、平成22年度紀美野町介護保
険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第63号 平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男君） 日程第12、議案第63号、平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

○9番（仲尾元雄君） 何分、パークゴルフの愛好者の方々の年代が60歳以上で、特にトイレが近い、それと、もよおしてきて後、時間が短いということがありまして、南北コースにお願いをして、去年増設していただいたところです。また今回、東西コースに増設していただけるということで大変喜んでおります。ありがとうございます。

そこで、このトイレはやはり高齢者の方が使いますので、ひざが痛む人が多いので、できましたら洋式のトイレにさせていただきたいと思っております。どういうトイレをつくっていただくのか、お伺いしたいと思います。

それと繰越明許費の中で、去年度ステージをつくるということで、大変楽しみにしておったのですが、なかなかできないと。これも早くしていただきたいなど。と申しますのは、つい先般ですけども、西日本大会というのがございまして、その時には兵庫県、三重県、あるいはまた奈良県、大阪というところから200人ぐらいの選手の方が来ていただきまして盛大に行われました。ところがあいにくの土砂降りの雨の中でやったわけです。そういう大会には必ず弁当がついておりまして、ふれあい公園の中は弁当を食べる場所が少ないので、あれを早くしておいてもらえたら、こういうときに便利であったのだけなど、雨宿りにも使えますので、早くしてほしいなどと思っておりますので、どうい

うトイレをつくっていただけるのかということと、ステージがいつごろでき上がるのか、これをお伺いしたいと思います。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、中尾君。

(産業課長 中尾隆司君 登壇)

○産業課長 (中尾隆司君) 仲尾議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

今回パークゴルフ場の東西のコースへ、1カ所、トイレ増設ということで予算計上させていただいております。どういう内容になるかというのは、設計をこれからやっていく中で、南北にも以前増設した経緯もあります。そのようなことから女性用ということでもありますし、洋式がいいのか和式がいいのかということも検討しながら設計していきたいと思っております。

また、ステージにつきましては、現在入札に向かって閲覧をさせていただいております。完成につきましては、できれば10月までには完成をしたいと思います。

以上でございます。

(産業課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時35分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第63号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これでは討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第64号 平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長(美野勝男君) 日程第13、議案第64号、平成22年度紀美野町美里簡
易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これでは質疑を終わります。

これから議案第64号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これでは討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第65号 平成22年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)
について

○議長(美野勝男君) 日程第14、議案第65号、平成22年度紀美野町上水道
事業会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これですべての質疑を終わります。

これから議案第65号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時41分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

◎日程第15 議案第57号 副町長の選任の同意について

○議長 (美野勝男君) 日程第15、議案第57号、副町長の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第57号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これにて討論を終わります。

これから議案第57号、副町長の選任の同意の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって議案第57号、副町長の選任の同意の件は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時43分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時44分)

◎日程第16 陳情第1号 山畑地区集会所建替えについて

○議長(美野勝男君) 日程第16、陳情第1号、山畑地区集会所建替えについて、議題とします。

陳情について、委員長の審査経過、結果の報告を願います。

総務文教常任委員長、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

○2番(小椋孝一君) 付託を受けております、陳情第1号「山畑地区集会所建替えについて」、慎重に審議を行いました、その結果を報告いたします。

陳情内容につきましては、当集会所は、ふれあいサロン事業・子ども会及び老人会行事・自治会会合等、地区集会のほとんどが、この施設を利用しているとのことではありますが、建築されてから約50年が経過したもので、老朽化が進んでいる上、柴目川のそばに建っており、洪水の被害を受けやすいこと、日当たりが悪いため湿気により室内にカビが発生すること、駐車場が狭く、軽四輪がやっと通行できる程度の進入路で、非常に支障をきたしていること、また災害時の避難所としての機能を果たすことができない状況であることなどから、別の場所に建替えが必要であるとのことでもあります。

現場調査を実施した後、慎重に審査をした結果、陳情のとおり、別の場所に建替えが望ましいとの判断に決しました。

ただし、建替えの場所についての明確な情報がありませんでしたが、今後、別の場所への建替えを進めていく場合は、借地に建設するのではなく、地区所有地または町有地に建設することが望ましく、そうでない場合は、用地を取得してから建替えることが望ましいとの意見もありました。

以上により、陳情第1号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で報告を終わります。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長(美野勝男君) 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第17 議員派遣について

○議長(美野勝男君) 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

◎日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（美野勝男君） 日程第18、日程第19及び日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第21 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（美野勝男君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第3号については、会議規則第75条によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（美野勝男君） 日程第22、委員会の閉会中の継続審査の申し出について、議題とします。

産業建設常任委員長から、目下委員会において審査中の請願第1号については、会議規則第75条によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男君） これで、本日の会議を閉じます。

平成22年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年6月18日

議 長 美 野 勝 男

議 員 上 北 よしえ

議 員 西 口 優